

CKDQ&A【登録医・腎臓診療医について】

問い合わせ内容	回 答
CKD登録医になるためには、どうしたらよいでしょうか。	CKD予防ネットワークが主催する説明会を受講し、登録承諾書（様式4）を事務局に提出してください。同じ病院に、既にCKD登録医として登録されている方のいる場合は、その方を講師とした研修会を受けていただいてもかまいません。その場合は様式4と、様式4（別紙）を提出してください。
CKD登録医について、同じ病院の複数の医師を登録する場合も、全員分の登録承諾書が必要でしょうか。	医師が複数の機関では、登録承諾書（様式4）に代表の医師名を記入し、他に登録する医師は、別紙の一覧表（様式4別紙）に名前を記入して提出してください。
CKD登録医になるメリットは何でしょうか。	<p>①登録医一覧を見ての受診があり、新規受診者の増加があります。</p> <p>②診療している患者様の腎機能障害について、腎臓診療医から専門的な診断・治療方針を聞くことができます。</p> <p>③診療している患者様の腎機能障害について、腎臓診療医に依頼し、患者教育・食事指導を実施してもらえます。</p> <p>④管理栄養士派遣制度が利用できます。</p>
CKD登録医になると、何年かに1度必須の研修を受けないといけないのでしょうか。	特に必須の研修はありませんが、各種研修会や、CKD予防イベントには積極的に参加して欲しいと考えています。今後、CKD登録医と腎臓診療医を対象にした、CKD予防ネットワークが主催する研修会を年1回実施予定です。また、鹿児島市CKD予防ネットワーク報告書を年1回発行し、情報提供をしていく予定です。
腎臓診療医になるには、何か条件があるのでしょうか。	腎臓診療医として登録するには、次の両条件を満たし、CKD予防ネットワークに登録する必要があります。 <p>①腎臓専門医か透析専門医であること。</p> <p>②鹿児島市が指定する専門的なセミナーを受講すること。</p>
腎臓診療医の勉強会等、定期的な集まりはあるのでしょうか。	3～4か月に1回、定期的な勉強会を実施しています。
腎臓診療医が、CKD登録医を兼務することはできませんか。	できません。腎臓診療医は、より専門的な診療を行う医師として認定しており、診療のより困難な例やCKD登録医の指導といった、本来の腎臓診療医業務に従事していただきたいと考えています。また、腎臓診療医が登録医を兼ねてしまうと、患者様の集中にもつながり、本来の腎臓診療医としての活動に支障が生じることも危惧されます。

問い合わせ内容	回 答
同じ病院に、CKD登録医と腎臓診療医が在籍してもいいのでしょうか。	問題ありません。CKD登録医と腎臓診療医の両者がいることで、病院内での患者紹介を活発化することができます。